

要 求 事 項

工 人 側 の 要 求 事 項

- 一 従來ノ工賃ヨリ三割ヲ増額スルコト
- 二 米價一擔ニ付キ二十元以上ノ場合ハ最高手當ヲ支給スルコト
- 三 每年一割ノ月給ヲ増額スルコト
- 四 休業日ニモ工賃ヲ支給スルコト
- 五 特殊遇失無キ場合工人ヲ職首セヌコト
- 六 工場側ヨリ工人ヲ職首セル場合ハ解散費トシテ六ヶ月ノ工賃ヲ支給スルコト
- 七 年末ノ賞與金ハ最少一ヶ月ノ工賃以上ヲ支給スルコト

職員側ノ要求

- 一 従來ノ月給ヨリ五割ヲ増額スルコト
- 二 米價カ二十元ヲ超過セル場合ハ工場側ヨリ超過額ノ二分ノ一ヲ負擔スルコト
- 三 每年月給ヲ増額スルコト

解 決 事 項

- 一 每年三週間ノ暇ヲ與ヘルコト
- 二 義務賃金トシ月給ノ一割ヲ會社側ヨリ支出積立テルコト
- 三 工人側
- 一 工人ニ毎月三割ノ増給但シ十元未滿ノ金額八十元トミナシテ計算ス
- 二 米價每担ニ付キ二十元以上ノ場合ニハ毎担ニ付五角ツツ補助ス(一担四十元ノ場合ハ十元ノ補助トナル)
- 三 公休日二日給ヲ支給ス又公休日ニ就業セル者ニハ毎年給料ヘ増給ス
- 四 退職ノ通知ハ三ヶ月前ニス
- 五 賞與ハ給料ノ四分ノ三ヲ支給ス
- 六 職員側
- 一 給料ハ一年一同増給スルカ四元五元七元三種類ニ